

平成 2 9 年

第 6 回 飯 館 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

自 平成 29 年 5 月 10 日  
至 平成 29 年 5 月 10 日

飯 館 村 議 会

平成29年第6回飯館村議会臨時会会期日程（案）

（会期1日間）

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	5.10	水	本会議	午前11時00分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>

平成29年5月10日

平成29年第6回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）

平成29年第6回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	平成29年5月10日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日時及び宣告	開会	平成29年5月10日 午前11時00分				
	閉会	平成29年5月10日 午前11時50分				
応（不応）及び 招議席員並 出席議席員 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招欠 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	相良 弘	○	2	高野 孝一	○
	3	渡邊 計	○	4	菅野 新一	○
	5	北原 経	○	6	松下 義喜	○
	7	伊東 利	○	8		
	9	飯樋 善二郎	○	10	大谷 友孝	○
署名議員	4番 菅野 新一		5番 北原 経		6番 松下 義喜	
職務出席者	事務局長 但野 正行		書記 北原 美樹		書記 高野 琢子	
地方自治法の 第121条のた めに説明した 出席者の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野 典雄	○	副村長	門馬 伸市	○
	総務課長	愛澤 伸一	○	住民課長	細川 亨	○
	健康福祉課長	齊藤 修一	○	復興対策課長	中川 喜昭	○
	建設課長	高橋 祐一	○	飯野支所長	高橋 正文	○
	会計管理者	石井 秀徳	○	教育長	中井田 榮	○
	教育課長	村山 宏行	○	生涯学習課長	藤井 一彦	○
	代表監査委員	高橋 賢治	○	農業委員会 会長	菅野 宗夫	○
	農業委員会 会長	石井 秀徳	○	選挙管理委員会 会長	高野 京子	
選挙管理委員会 書記長	愛澤 伸一	○				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成29年5月10日(水)・午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第56号 飯館村スポーツ公園整備工事(土木)請負契約について
- 日程第 5 議案第57号 まいでい館・道の駅エリア村道・調整池・流末排水整備工事請負契約の変更について
- 日程第 6 議員派遣

○

( )

## 会 議 の 経 過

### ◎開会の宣告

議長（大谷友孝君） 本日の出席議員 9 名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成 29 年第 6 回飯館村議会臨時会を開会します。

（午前 11 時 00 分）

### ◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） これから本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（俣野正行君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、その他案件 2 件であります。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。総務文教常任委員会が 4 月 28 日に所管事務調査のため子育て支援施設やまゆり等村内施設の現地調査をしております。

次に、本日、議会運営委員会が、本臨時会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

以上であります。

### ◎日程第 1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、4 番 菅野新一君、5 番 北原 経君、6 番 松下義喜君を指名します。

### ◎日程第 2、会期の決定

議長（大谷友孝君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

### ◎日程第 3、村長の提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第 3、村長提出の議案第 56 号並びに議案第 57 号を一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、ここに平成 29 年第 6 回飯館村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、スポーツ公園整備工事（土木）であります。これの入札が終

了いたしまして、仮契約を結びましたので、までい館・道の駅エリア村道・調整池・流末排水整備工事の変更契約とあわせましてご承認していただきたく招集したものでございます。

それでは、提出しました議案についてご説明を申し上げます。

議案第56号は、飯舘村スポーツ公園整備工事（土木）の請負契約についてでございます。5月9日に7社による指名競争入札を行いました結果、仙建工業・小林土木特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。

なお、契約金額は11億8,260万円でございます。

議案第57号は、までい館・道の駅エリア村道・調整池・流末排水整備工事請負契約の変更についてでございます。平成28年8月5日付で庄司建設工業株式会社と工事請負契約を結び、工事を進めてきたところでございますが、現場精査の結果、主にまでい館と花卉栽培施設を結ぶ部分について路盤の補強を行うとともに平板ブロックの目地の仕上げを砂利敷きから石目地に変更し、また県道沿いの側溝に挟まれた部分についてシーロコンクリート仕上げとすることで県との協議がまとまりましたので、軽微な変更とあわせまして、当初の工事請負金額を506万5,200円増額する契約の変更について議決を求めるものでございます。

なお、変更後の契約金額は2億9,666万5,200円となっております。

以上が、提出いたしました議案の概要であります。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

#### ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時06分）

#### ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 引き続き休憩をいたします。

再開は11時30分とします。

（午前11時15分）

#### ◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時30分）

#### ◎日程第4、議案第56号 飯舘村スポーツ公園整備工事（土木）請負契約について

議長（大谷友孝君） 日程第4、議案第56号飯舘村スポーツ公園整備工事（土木）請負契約についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

1番（相良 弘君） スポーツ公園整備工事請負契約ですけれども、議案第57号にも関連しますが、たびたび請負契約の変更契約がなされております。最初に請負契約をする時点で確

認して、やはり慎重にこの請負契約を発注すべきではないかと思えます。たびたび今後また契約の変更とかが出ないように、最初に発注する際に、この強度は幾らとか専門的なことはわかりませんが、その辺を検討して発注すべきだと思いますが、いかがですか。

村長（菅野典雄君） おっしゃるとおりであります。

ただ、事業が大きくなればなるほど、なかなか、やはり途中でなおいいものをつくるためには、あるいは、やはりどうしても設計の中で「これでいいのか」というところが出るものですから、軽微な変更という形にならざるを得ないということでもあります。

本来は、やはりそういうことのないような形にすべきだと思いますので、今後とも設計あるいは建設に当たっては、細心の注意を払っていくように努力をしていきたいと思えます。以上であります。

議長（大谷友孝君） ほかにございますか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号飯館村スポーツ公園整備工事（土木）請負契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号飯館村スポーツ公園整備工事（土木）請負契約についての件は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第57号 まいでい館・道の駅エリア村道・調整池・流末排水整備工事請負契約の変更について

議長（大谷友孝君） 日程第5、議案第57号まいでい館・道の駅エリア村道・調整池・流末排水整備工事請負契約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

2番（高野孝一君） ただいまの質疑にも関連するんですけども、たびたび変更があります。

それで基本的に、設計変更の金額の増減であるとか仕様が変わったということですが、そもそも金額だったら幾ら幾ら、設計変更だったらこのぐらいだったら、という部分が基準としてあるのかどうか、まずもって伺います。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休議します。

（午前11時34分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 再開をいたします。

（午前11時35分）

建設課長（高橋祐一君） 変更設計、変更契約に関してのご質問かと思われませんが、基本的に



土木関係の工事でありますと、金額の増減に関係なく、内容の変更があれば当然変更の対象になると。ですから極端な話、1,000円、1万円変われば、それでも変更しなくては行けない、内容の変更が出てくるという形になってきています。

村ではその金額の上限とか下限とかという部分は、今のところ設定されていないという状況であります。

2番（高野孝一君） それで、今回の契約の変更、第1点目が路盤補強のための砕石施工ということで、そもそもイベント広場というのは、やはり花盛りの部分を工事車両が出入りするというのは、最初からわかっているわけですよ。

どうもこの路盤の補強であるとか、第2点目の砂利敷き仕上げからボーダー石目地仕上げに変更します、それは雑草が生えるからと。これも前回の臨時会においても質問されましたが、設計がやはり甘いのではないかと思う部分があるんですけども、これについて考え方を伺います。

総務課長（愛澤伸一君） 路盤の補強の部分につきましては、現場の中で村と施工業者、設計業者の3者で定期的に協議を行っているわけですが、その中で現在のそもそもの原設計の中では不陸が生じるおそれがあるのではないかという懸念も出たものですから、この際補強をすべきであろうという結論になったということでございます。

それから、目地の部分でございます。当初、この道の駅を訪れるお客様については道の駅本体あるいはイベント広場ぐらいを中心に訪れるだろうと想定しておりまして、この本体から外れた両サイドの部分については主にまでい館の管理エリアという理解で、多少経費の削減も含めて砂利敷きということで当初計画をしていたところでございますけれども、この花卉栽培施設についても、までい館を訪れたお客様がやはり花卉栽培の状況についてもごらんになるという状況も想定されるだろうということで、外部のお客様もこの辺を歩行する可能性もあるし、また、それから左側の部分についてはいわゆる喫煙所などもこちらのエリアに設ける計画としておりまして、外部の目に触れる可能性が高いということで、この際イベント広場と同様にボーダー石による目地仕上げをして、景観の美化にも配慮したいというような意図もあるということでご理解賜りたいと思います。

村長（菅野典雄君） 今、課長が言ったのは理由であります。基本的には、やはりきちんとしなければならないというところですが、なかなか我々そう簡単に素人の中でできないというところがあります。ですから本来は、設計屋がきちんと、ここはどうしますか、あしますかという設計屋を選んでいかないとだめだというのが、つくづく学校も含めてわかっているところであります。

そういう意味で、まさにご指摘はそのとおりでありまして、今どきやはり砂利敷きでやるなんていうことはあり得ない話です。どんなところでもやはりきちんとしておかなければならないというところでありますので、そういう意味でこれからも気をつけたいと思いますが、多分きょう皆さんにかけています学校のほうも出てくるのでないかと思っておりますが、心配はしているところですが、ぜひご理解をいただければと思っております。

2番（高野孝一君） ただいまの説明で理解するものであります。

この第3点目、村側溝と県側溝の隙間をシールコンクリートで固めるというような説明

であります。議運の中でも、この県道は県の側溝、村の所有する部分は村の側溝を別につくるんだということですが、最初からこういう設計になっていたのかどうか、まず伺います。

総務課長（愛澤伸一君） この側溝の関係でございます。客観的に見ますと、側溝が2本並行して走っているということで非常に不合理な印象を受けるところでございますが、県道側については県道に降った雨水を排水するためのもの、道の駅側の側溝についてはこの道の駅のエリアに降った雨水を処理するためのものということで区分がされてございます。

それで、この経緯でございますけれども、この深谷の復興拠点を開発するに当たり、県と開発許可の協議を行ってございまして、その際にこのA-2エリア、A-3エリアも含めたエリアの排水計画について検討協議を行っておりまして、このエリアについては一旦調整池に取り込んで、そこから河川に流すようにという指示がございましたので、独自の側溝を設けて調整池に流し込む。さらにそこから新田川へ持っていくというルートをとらなければならないということになったということでございます。以上です。

2番（高野孝一君） そうすると、この図面でちょっと字が小さくて見えないんですけども、右端に漢字3つは、今課長の説明で調整池となっておりますか。（「なっています」の声あり）そうすると、その深谷拠点エリアの分の雨水はこの調整池に入るんだと。そうすると県の側溝の分は調整池には入らないで、今までの配管でもって処理するということがよろしいんですか。

総務課長（愛澤伸一君） はい。おただしのおりでございます。

2番（高野孝一君） そうすると、今回は開発行為でもって排水を処理しなければならないというような側溝だということですよ。今後は開発行為でなければ、県道沿いに設置するいろんな建築工事であるとかその他の工事が発生した場合には、こういうような部分は必要なのか、必要でないのか、確認しておきます。

総務課長（愛澤伸一君） 側溝につきましては、県道沿いの側溝は県の所有物といいますか、県の管理物でございますので、こういったところに排水をしようとするれば、やはり何らかの協議は必要になるかと思っております。

いずれにしても、排水にかかわらず、県の敷地との境界の部分についてはどのように処理するかというのは、県と協議をしながら話を進めていくということになります。その中で県から、既存の側溝に流してもよろしい、あるいは独自の排水路を設けるようにというような、その辺の指示はそれぞれの工事の内容について指示があるものと理解してございます。

2番（高野孝一君） そうすると、確認しますけれども、この側溝と側溝の間の部分は初めの設計では砂利敷きだというような説明でよろしかったでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） こちらについては、既存の、何ていうんですか、現状のままという説明があれなのかもしれませんが、通常土盛りの状態で設計してございまして、協議の後にシールコンクリートということで今回結論が出たものですから、その部分について今回変更させていただいたということでございます。

2番（高野孝一君） すると、右折ライン、左折ラインでこう曲がっていますよね。そうする

と、今回の県の側溝もこの道路の拡幅に合わせて、このような形状に県の側溝もつくる。それに合わせて村の側溝もつくるというようなことで理解してよろしいですね。

総務課長（愛澤伸一君） おただしのおりでございます。今回、村と県との協議の中で、県の側溝の整備については県の負担で、村の側溝の整備については村の負担でということで事業費を折半して対応するというところで協議をしているところでございます。

2番（高野孝一君） そういうことであれば、今回のこの復興拠点の雨水については、特にこの県道の分であっても調整池に流しても何の問題もないのではないかと思いますけれども、その辺は規定あるいは基準がそうなっているから2つの側溝を入れなければならないということですか。

総務課長（愛澤伸一君） 県道部分の側溝につきましては、県道に降った雨水の処理のための側溝でございます。この開発エリアを外れた後もずっと延々と続いていく部分でございます。その部分について村側の雨水が流れ込むということになりますと、県道側の側溝の整備エリアをどうするかとか、非常に難しい問題が出てくるということで、今回は県道側の側溝には手をつけないというとあれですけれども、路線は変わっているわけではあります。県道の側溝に排水することはないで、この開発エリアの部分の排水については独自の排水ルートを設けるという結論になったということでございます。

2番（高野孝一君） そうすると、県道の勾配と村側溝の勾配は最初の基点は同じであっても、調整池側あるいは反対側にいくと、それぞれ側溝の高さとか位置は違うということでしょうか。

総務課長（愛澤伸一君） 村側の側溝については調整池に流れ込むような仕組みになっておりますので、県道側の排水のルートといたしますか、勾配は若干の差が出てくるということでございます。

2番（高野孝一君） 終わります。

議長（大谷友孝君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号までい館・道の駅エリア村道・調整池・流末排水整備工事請負契約の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号までい館・道の駅エリア村道・調整池・流末排水整備工事請負契約の変更についての件は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6、議員派遣

議長（大谷友孝君） 日程第6、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

議長(大谷友孝君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第6回飯舘村議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時50分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年5月10日

飯館村議会議長 大谷友孝

同 会議録署名議員 菅野新一

同 会議録署名議員 北原 経

同 会議録署名議員 松本 義喜

○

( )